

十一、日米外交

1 安全保障外交

日米安全保障体制は、戦後における不安定な国際情勢の下にあつて、しかも国内一部の根強い批判と抵抗を受けながらも、よく、わが国の平和と安全の維持にとって重要な寄与をなしてきた。旧安全保障条約は、戦後わが国が国際社会に復帰した当時の異常な事態において、しかも自衛力をほとんど持たなかつた状況の下において締結されたものであるため、その内容においてわが国の自主性を保証する上に十分ではなかつた。一九六〇年六月二十三日発効した新安全保障条約はその改正を実現したものであり、その性格は、国連憲章の目的と原則に則り、国連の平和維持の機能の補完として、日本の平和と安全を守らんとする防衛的なものである。この条約において日

米両国は、わが国の施政下にある領域に対する外部からの武力攻撃に対処すべき決意を明確にするとともに、条約運営におけるわが国の発言権の確立を図ったものである。

この安保改訂をめぐって、国の内外に、空前の規模における論議と運動が展開され、今なおそれは執拗に続けられておる。その間にあつても、日米間の協力は淀みなく続けられ、その基本線は相互の信頼と自重によつて守られてきた。

新条約においては、従来の「日米安全保障委員会」に代えて「安全保障協議委員会」が設置されているが、これはわが国の安全確保に重要な役割を果している安全保障条約の運営を円滑に進めるためのものであり、具体的には同条約第四条にいういわゆる随時協議、および第六条の実施に関する交換公文による事前協議のほか、安全保障の問題に関連する諸問題の検討を行なうものである。これらの協議、検討はもちろん政府間の外交チャネルを通じて行なうことも可能であるが、特に本委員会の設置により日米間の協議の緊密化を図ろうとするものである。

本委員会の構成は、日本側は外務大臣および防衛庁長官、米国側は駐日米国大使および同大使の軍事防衛上の首席顧問としての米太平洋軍司令官となつている。

池田内閣時代においては、その成立五十日後に本委員会の第一回会合が開かれ、以後四回の会合が行なわれた。議題としては(イ)日本および極東の安全に関連のある国際情勢および(ロ)わが国の

防衛上の諸問題が取上げられ意見交換が行なわれた。

第一回 一九六〇年九月八日

第二回 一九六二年八月一日

第三回 一九六三年一月十九日

第四回 一九六三年十月十日

第五回 一九六四年八月三十一日

一九六三年一月九日、ライシャワー駐日米国大使は、私に対しボラリス型原子力潜水艦ではな
い通常の原子力潜水艦を、乗組員の休養と補給のために、わが国に寄港させることについて日本
側の意向を打診してきた。

米国が寄港を求めてきた潜水艦は、原子力を単に推進力として利用しているものに過ぎず、極
東における国際の平和およびわが国の安全の維持に寄与する米国艦隊の一部を構成するものであ
るから、それが核兵器を装備していない限り、わが国に寄港しうることは安全保障条約の建前か
ら見て当然のことである。すなわち同条約にいう事前協議の対象にすらならないものである。し
かし政府は、日本国民の原子力に対する特殊な感情に鑑み、主として安全性の問題をめくり、原
子力委員会および科学技術庁を中心として慎重に検討を重ね、米側に照会すべきものは照会して

関係年表

1960年	1月19日	安保条約・地位協定の署名
	4月15日	F-104の日米共同生産に関する書簡交換
	6月23日	安保条約の批准書交換発効
	7月19日	池田内閣成立
	9月8日	第1回安保協議会（小坂大臣）
1962年	8月1日	第2回安保協議会（大平大臣）
1963年	1月9日	米国原子力潜水艦の寄港申し入れ
	1月19日	第3回安保協議会
	2月6日	ギルパトリック米国防次官の来日
	4月26日	地对空誘導弾部隊の設置に関する書簡交換
	6月5日	原子力潜水艦寄港問題に関する中間報告
	10月10日	第4回安保協議会
	12月31日	在日米軍の配置調整計画
1964年	8月28日	米国原子力潜水艦の寄港承認
	8月31日	第5回安保協議会（椎名大臣）
	11月9日	佐藤内閣成立
	12月4日	BADG組織の設置に関する書簡交換

（註）私の在任期間：昭・37・7・18～昭・39・7・17

その確認に努めた。その間同年六月「米国原子力潜水艦についての資料」いわゆる中間報告を国会に提出するとともに「いわゆるノーチラス型潜水艦とF¹⁰⁵戦闘爆撃機に関する外務大臣談」を発表した。

安全性に関する問題で最後まで残った点は、いわゆる一次冷却水中に含まれる放射能の許容水準の問題であったが、この点もわが国の基準に適合するものであることが判明し、さらに一九六四年八月二十六日原子力委員会より発表された見解にも鑑み、政府として原子力潜水艦の安全性につき確信を得るに至った。そこ

で、同月二十八日、米国に対してその寄港に異議ない旨通報するとともに、そのことを一般国民にも発表した。寄港の申入れ以来、これを契機に国民を日米間の安全保障体制反対にまき込みと試みてきた革新勢力は、寄港承認が公表されるや、実力をもってこれを阻止すると呼号し、横須賀、佐世保等において抗議集会、デモ行進等を行なったが、国民一般は冷静にこれを受け止めた。政府のバックグラウンド調査、モニタリングの準備等も完了し、同年十一月十二日、シードラゴン号が寄港第一艦として佐世保に入港した。政府は予定通り同艦周辺のモニタリングを行ない、また出航時の一次冷却水をも採取して放射能の調査を行なったが、何らの異常も認められなかった。一九六五年二月二日、シードラゴン号が佐世保に再度入港した際の調査結果についても同様であつた。

2 日米貿易経済合同委員会

日米貿易経済合同委員会は昭和三十六年六月、池田総理訪米の際、小坂外務大臣とラスク國務長官との間で公文の交換が行なわれ、日米両国の経済関係が直接話し合うことにより、両国経済関係の緊密化に資する目的をもって設置された。そして日本側から外務、大蔵、農林、通産、労

働、経済企画の各大臣、米国側からこれに相応する國務、財務、農務、商務、内務、労働の各長官および経済企画委員長がそれぞれそのメンバーにあてられることになった。また、その議長には國務長官と外務大臣が交互に当ることが取決められた。

第一回会議は三十六年十一月二日から三日間、箱根で開催され、仙石原の新装なった観光ホテルが会場にあてられた。第二回会議は翌三十七年十一月にワシントンの國務省会議室で開催された。

もともとこの合同委員会は、具体的な問題を交渉したり取決めたりする場ではない。双方の自由な意見の交換を通して日米間の友好の絆を強化し、両国の経済関係の緊密化に寄与しようとしたものである。従つて、お互いに言いたいことをいい、相互の立場に対する理解を深めておくことは、具体的な問題が生じた場合に、的確且つ迅速な判断と措置ができればよいものである。また各種の国際経済会議に臨んだ場合に、日米双方の下打合せがすでにできているので、その場において日米協力が生かされるということも期待される。さらに日米両国の経済關係が二日ないし三日間にわたつて、日米間の経済問題、日米共通の關心事の討議に没頭するということは、そのこと自体、日米両国の大きい外交的演出であり、両国民はもとより、全世界に与える影響は決して小さいものではないといえよう。

第三回、會議は三十八年十一月、東京で開催される予定で、トーキング・ペーパーの交換を終え、会場にあてられた外務省講堂には同時通訳のブースもでき、日米各閣僚の座席札が並べられた。いよいよ、三十八年十一月二十五日より二日間、第三回合同委が開かれる手はずがととのっていた。十一月二十三日正午にはラスク長官以下米側の閣僚は羽田に到着するので、その日は午前九時から外務省接見室で最後の日本側関係閣僚の打合せが行なわれる予定であった。

ところが、その二十三日の未明、ダラスにおけるケネディ大統領暗殺の凶報がもたらされた。ラスク長官一行の乗用機は、ハワイを過ぎた地点で急きょUターンして帰米した。かくして第三回の合同委は延期されたのである。ケネディ大統領暗殺のショックと合同委延期とが重なって、外務省は呆然自失の体であった。私はその際こんなことまで考えた。すなわち、もしラスク長官一行の乗用機に不慮の事故でもあったとしたら、どういふことになるであろうか。日米両国はそれだけの危険を冒してまで、この會議をもつておるのだという重い責任感だった。その後ジョンソン大統領は再びラスク長官以下を日本に派遣し、三十九年一月二十七日、二十八日の両日、第三回合同委が東京で開催された。

會議には日本側から田中大蔵大臣、赤城農林大臣、福田通産大臣、綾部運輸大臣、大橋労働大臣、宮沢経企庁長官、黒金官房長官と私が出席し、米側からはラスク國務長官、ホッジス商務長

官、ワッツ労働長官およびヘラー大統領経済諮問委員会委員長ならびにブリット財務次官補、カ
ー内務次官およびマーフィー農務次官が出席した。

私が議長となり、次の六つの議題につき討議が行なわれた。

- (イ) 日米経済の現状と見通し
- (ロ) 財政金融および国際収支事情
- (ハ) 日米間の貿易経済関係の推移
- (ニ) 国際貿易経済の推移
- (ホ) 低開発諸国の経済開発における協力
- (ヘ) その他

この会議において特に問題となつたのは利子平衡税、ケネディ・ラウンド、米国の綿製品輸入
問題、ダンピング、バイ・アメリカン政策等であったが、その取上げ方が総じて日米二国間のバ
イテラルな視野から、漸次、国際的問題に移ってきたように思われた。それにつけても第二回
の合同委の際、昼食会においてケネディ大統領が、日本の国際的責任と国際経済問題での日米間
のいっそつの協力を示唆したことが思い出された。

この討議を顧みて、私はこの会議を過大評価することも誤りであれば、過小評価することも同

様誤りであると思う。日米両国は自由な経済体制をとつておるので、経済問題に關与する政府の権限には自ら限界がある。従つて政府レベルのこの會議に万能を期待するのは誤りである。しかし、そういう前提において十分の準備を整えて定期的にこの會議をもつておることは、両国にとつて有形無形の利益をもたらすものであると思う。今後この會議が、マンネリズムに墮することなく、實のある討議が続けられるよう、両国当事者のいっそうの奮発を願つて已まない。

3 日米綿製品交渉

わが国は、一九五六年以來、綿製品の対米輸出を自主的に、あるいは日米間の合意に基づいて規制を加えてきた。一九六二年にこの取決めの有効期限が満了したので、一九六三年一月一日からジュネーヴの綿製品長期取決めが日米間に適用されることとなつた。米國政府はこの機を捉えて、わが国の対米綿製品輸出の大宗を占める四十品目につき、同取決め第三条（市場攪乱条項）を援用して、一九六三年の規制レベルを決定するための協議を申入れてきた。かくて戦後の日米外交において、最もはげしい交渉が始められたのである。

二月十五日の經濟閣僚懇談会の席上、通産省を代表して出席したのは松村通商局長であつた。

彼は米側のジュネーヴ長期取決めの運用上の非を説き、これをガットの綿製品委員会へ付託し、その場で米国と対決することを強く主張した。しかし私としては、筋としてまず、日米間の二国間交渉を精力的に進めるべきではないかと主張し、その線で一応政府の態度はきまつた。何となれば、もし綿製品委員会に付託されれば当然、本件は国際的な注視を浴びることとなり、米国とEECとのチキン戦争に見られるような、トレイド・ウォーTRADE WAR となるおそれがある。二国間で十分話し合いをせずに、いきなり公衆の面前に問題を持出せば、日米友好関係全般にアウト・オウ・プロポジションなひびを入れる結果となりかねないと判断したからである。

通産省がこのように米国に対し強い態度をとつたことにも正当な理由があつた。ジュネーヴ長期取決めが昭和三十七年二月、締結された時、日本側は「やれやれこれでやっと自主規制という名で対米綿製品輸出を規制する時期は去つた。別珍ブラウス等少数のセンシティブ・アイテムを除いては規制がなくなつた(青天井になつた)」と喜んだものである。ところがちょうどこの頃米政府は、業界にこれで綿製品輸入はチェックできることになる」と説明していたのである。そして同年十二月二十八日、米政府はわが国の対米綿製品輸出の九割以上を占める品目について、長期取決め第三条援用の前提に立つての協議を申入れてきた。わが国朝野の驚きと憤激は並たいていのものではなかつた。日本側のこの強い反応に米政府も驚いたらしいが、米政府としてもす

でにケネディ大統領の七項目計画以来、綿製品の輸入レベルを一九六一会計年度のレベルに押えるとの方針が定つており、退くに退けない立場になつていたようである。

日本国内では、自由貿易の本尊たる米国がこれに逆行するような措置をとることは解せられないという空気が、これを裏がえせば米国は特別な国だから悪いことをしてはいけないのだという、安易な対米期待感が未だ残つておつたといえないことはない。他方、占領以来のコンプレクスで、米国に刃向うのは小気味よいことであるという気持がジャーナリズムにはないとはいえなかつたようだ。かてて加えて綿業界には、かつて日本の最大の輸出産業であつたというプライドがある。

このように日米両国とも、文字通り四つに組んだまま退くに退かれぬ形になつた。その上、長期取決めの発効に従い、米国は品目分類、換算率（ポンド、ダースを平方ヤードに変える率）、綿製品の定義等を整備改変したため、交渉は技術的にも極めて複雑なものとなつた（米政府の第三条援用の規制レベルが、六二年のわが方自主規制のレベルを下回るかどうか、という基本的事実についても日米間で意見の相違があつた）。

このような状況で朝海大使、その後任の武内大使の最も苦心したのは、日本側では大臣レベルの問題となつてゐるのに、米政府では次官レベルさえ本件交渉に十分の関心を示さず、非常に事務的に扱われていることをどう打開するかということであつた。交渉の最後の段階でフランクリ

ン・ルースベルト・ジュニア（故大統領の子息）商務次官が出馬して、武内大使との話し合いに乗ってきたことで妥結の糸口が開かれたといえよう。

ケネディ大統領は前述のように六一年五月、繊維に関する七項目計画を発表しておいたので、ケネディ政権にとつて、綿製品の輸入を抑制することはその最高方針であったわけである。それに米国の綿業はニューヨーク州および南部（特にサウスカロライナおよびノースカロライナ）いずれも民主党の地盤）を中心として発達し、米下院には議員総数四三七名中七五名から一二五名程度の筋金入りの繊維議員がいるといわれている。さらに綿製品問題は単に米国のみの問題ではなく、先進国、後進国に共通した問題であり、このためジュネーヴ国際取決めが締結され、わが国としてもその取決め枠内で米側と争う必要があったため、交渉に当る日本の立場にも制約があった。すなわち、三十七年十月にジュネーヴ取決めが発効する前の日米交渉に比べ、米側としては日本側が交渉の結果に合意しなければ、いつでもジュネーヴ取決めの下における規制を發動できることになったのであるから、昭和三十八年の交渉ではこのジュネーヴ取決めの解釈が、重要な問題点になってきた。

このような背景において、日本側は通産省繊維局長を始めとする代表団を同年三月から四月末にかけてワシントンに送ったが、米側の態度が強硬なため交渉はなかなか進展しなかった。

しかし両国政府首脳としても、綿製品交渉が日米関係に与える悪影響を憂慮し、武内駐米大使はポール、ハリマン両國務次官と会談を重ね、さらにルーズベルト商務次官と精力的に数度にわたる会談を重ね、ようやく交渉妥結の素地をつくり上げたわけである。同時に私は、ライシヤワール在京米大使に対し、再度にわたり、米政府の善処方を要望し、また、寿府においても青木大使より、関係国代表に対し、日本側主張の妥当性を強調した。

三月十九日になって、米政府は、ジュネーブ長期取決めの日本側の解釈、とりわけ市場攪乱の問題についての日本側の見解に対する回答に代えて、長期取決め第四条に基づき二国間の取決め交渉を提案してきた。わが方もこれを受諾し、その後約四カ月間のけわしい交渉を重ねた結果七月下旬、ようやく一九六三年から一九六五年までの日米間綿製品貿易取決めがまとまり、武内大使とジョンソン國務次官補との間で書翰が交換された。その主なる内容は次の通りである。

- (1) 一九六三年の輸出枠は二億八七五〇万ヤードとし、その枠内で、特定のグループおよび品目についてその枠および最高限度を定める。
- (2) 各グループおよび品目の枠または最高輸出限度は、一九六四年は一九六三年の三%増、一九六五年は一九六四年の五%増とする。
- (3) 両国政府は、取決めの実施を効果的にするため、綿製品に関する統計資料を交換する。

一九六六年以降、この日米取決めをどうするかの問題が控えているが、次のような新たな問題が、さらに重なり合って、これからの綿製品問題はいつそう複雑なものとなるであろう。南北問題の抬頭（後進国の輸出のホープ綿製品の抬頭）、ジュネーブ国際取決めの Major Review、毛製品国際取決め問題（米国の毛製品業界は綿製品業界とほぼ同一の会社より成っており、ジョンソン大統領は毛製品輸入の抑制に努力する旨明らかにしている）、ケネディ・ラウンド（米国は綿製品を例外リストに入れていないが、EECはジュネーブ取決めないし類似の取決めの存続を条件に引下げを行なうこととしている）、さらに米政府の繊維に対する最高方針は、ケネディ大統領からジョンソン大統領にそのまま引きつがれており、今後の日米交渉は上記の諸点を反映していつそう微妙な交渉となるものと思われる。

4 利子平衡税問題

第二次世界大戦後、世界経済に君臨を続けてきた米ドルは、六〇年代に入ってその信認を疑われる兆しを見せた。すなわち、米国の国際収支は、一九五八年以来平均三〇億ドルの赤字を呈し、五七年以来六四年までの金の流出額は七四億ドルに達した。

米國政府の國際收支対策は、一九六〇年のアイゼンハワー政権時代から經濟援助についてのバイ・アメリカン政策をはじめとして、諸種の施策がとられてきたが、その効果は必ずしもあがらなかつた。特に、六三年の第一・四半期には年率三〇億ドル、第二・四半期には年率五〇億ドルと、ケネディ政府の期待を完全に裏切る結果が明らかになるにおよんで、ケネディ大統領は遂に上記第二・四半期の數値が公表されるに先立ち、七月十八日、國際收支特別教書を發表した。

同教書の主たる内容はいうまでもなく、外国人による米國資本の調達コストを年一%引上げる効果を持つ利子平衡税の提案であり、六三年の日米關係の中で最も大きな波紋を投げかけたのである。すなわち、この利子平衡税は六一年以降急速に増大しつつあつた米國資本の対日間接投資を實質的に阻害し、わが國の國際收支の均衡維持を著しく困難にするものと危懼され、東京株式市場は、十月十九日、二十日の両日、ダウ平均株価で二二〇円余（九%）の暴落を示した。

昭和三七會計年度の長期資本受取は四七六百万ドルと増大したのに引続き、三八會計年度においても日本經濟の安定性と成長性に対する関心を反映し、六三年七月当時約七億ドル程度の受取りが見込まれ、しかも、その八割強は米國資本であると見込まれていた。ところがこの利子平衡税が実施されると、外債 A D R の發行および米國人の本邦市場經由の株式取得等およそ三億ドル程度がその影響を蒙るものと考えられた。

このような事態に対処するため、政府は在米武内大使を通じ米国政府に対し、わが方の関心を申し入れせしめたが、事態の深刻さ、特に経済界の動揺が激しいので、池田総理は閣僚派米に決意し、宮沢経企庁長官の派遣を決めたが、その当夜、同長官は突然、盲腸のため入院の止むなきに至ったので、急きよ私が渡米することになった。

七月三十一日、私は日航機で出発した。同行者は中山外務省経済局長、渡辺大蔵省為替局長、山本経企庁調整局長、原田通産省通商局参事官等七名であり、ワシントンには、武内駐米大使をはじめ、牛場駐加大使、金山駐ニューヨーク総領事、さらに鈴木M.F理事が参集し、対米交渉の方針について協議した。対米折衝中に、私はケネディ大統領、デロン財務長官、ラスク国防長官、ポール、ハリマン両國務次官、ギルバトリック国防次官等と会談したが、焦点はもちろんデロン財務長官であった。たまたま賜暇帰国中のライシャワー大使が親切にもいろいろ斡旋の労をとってくれた。

私は、利子平衡税のわが国経済に及ぼすべき影響を繰々説明、カナダに与えられたと同様の免除を要請した。デロン氏は米加関係の特殊性を強調し、かつ利子平衡税の日本経済に及ぼすべき影響の評価については、むしろ日米間の金利差、日本国内の資金需要の強さのゆえに、日本は平衡税の存在にもかかわらず、必要な米国資本を調達し得るであらうとの見解を示した。

しかし日本の本問題に関する関心と憂慮は、米側の冷静な評価をはるかに超えるものであることが認識され、同時に対日友好は何としても維持すべきであるとの立場で、米側の態度はやや軟化してきた。そして八月二日に発表された日米共同声明においては、世界共通の通貨であるドルの価値維持が自由世界の安定と繁栄に不可欠であることを日米双方が認めること、日本における健全なる成長政策の遂行が世界的重要性を持つこと、そのためわが国が毎年相当額の長期資本を米国において調達することが必要であることに合意し、もし、利子平衡税によりわが国の国際収支に深刻な困難が生ずる場合、平衡税の免除を含めてとらるべき措置につき協議する用意のあることに意見の一致をみた。

その後、利子平衡税法案は六三年八月八日議会に提出され、六四年九月二日成立したが、六四年中の米国の国際収支の赤字は予想を再び大きく裏切り、三〇億ドル、特に第四・四半期には年率六〇億ドルの赤字を見ることとなり、ジョンソン大統領は米市銀の対外貸付にも利子平衡税を課するいわゆる「ゴア条項」を発動することが必至と見られるにいたった。そこで日本側はさきの大平・テイロン声明に基づき再び対日免除の交渉を行なった結果、二月十日のジョンソン大統領の「国際収支特別教書」において、わが国の政府関係債を年間一億ドルに限り免税とする旨を明らかにした。そして同日、田中角栄大蔵大臣は、六三年夏の私の訪米にはじまる対米折衝が遂にこのような形で実ったということは真に感慨深いものがあるという蔵相談を発表した。